

令和7年5月23日時点で工事中の盛土等は 21日以内に届出が必要となります。

- 愛媛県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき、令和7年5月23日（松山市はR6.10.1指定済）に県内の行政区域全域を規制区域に指定する予定です。
- 運用開始時点で工事中の盛土等については、令和7年5月23日（金）～令和7年6月12日（木）の期間に、盛土に関する届出の提出が必要となります。なお、届出された内容は公表します。
- 下記の届出対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は、裏面の窓口連絡先をご確認のうえ、該当する部署へ届出をお願いします。

届出対象となる盛土等の工事

赤文字

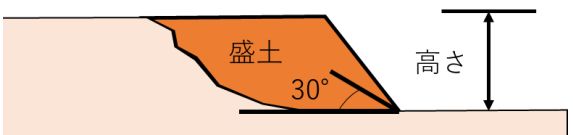
届出対象

青文字

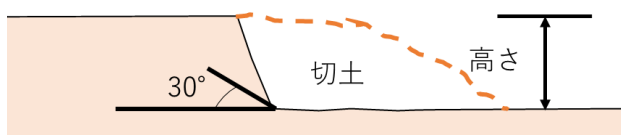
届出の図面提出対象

■土地の形質の変更（盛土・切土）

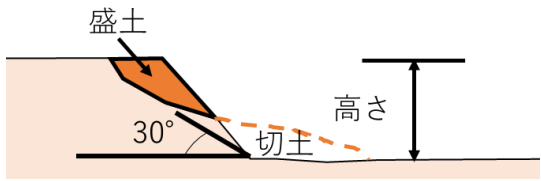
①盛土で高さが **1m超** **2m超**の崖を生ずるもの



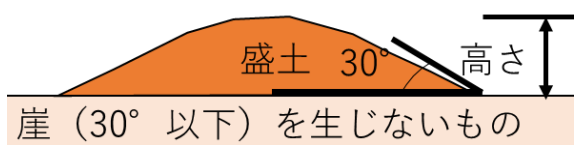
②切土で高さが **2m超** **5m超**の崖を生ずるもの



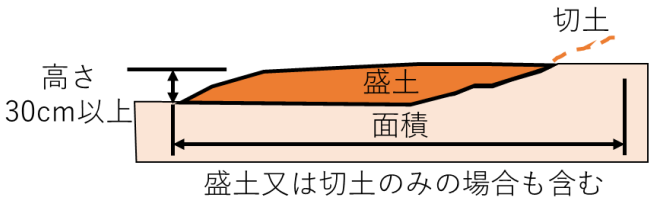
③盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超** **5m超**の崖を生ずるもの（①、②を除く）



④盛土で高さが **2m超** **5m超**となるもの（①、③を除く）

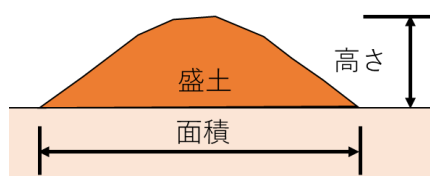


⑤盛土又は切土をする土地の面積が **500㎡超** **3,000㎡超**となるもの（①～④を除く）

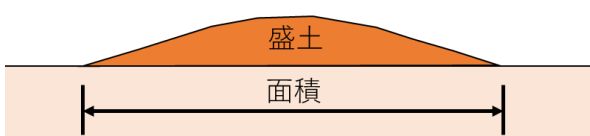


■一時的な土石の堆積

⑥最大時に堆積する高さが **2m超** **5m超**かつ
面積が **300㎡超** **1,500㎡超**となるもの



⑦最大時に堆積する面積が **500㎡超** **3,000㎡超**となるもの



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

■届出書類について

(ア)赤文字の場合は、以下の1から4の提出が必要です。(イ)青文字の場合は、以下の1から6の提出が必要です。

1 届出書	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(様式第15号)または、土石の堆積に関する工事の届出書(様式第16号)に必要事項を記入してください
2 位置図	縮尺を1/2,500以上とし、原則として都市計画基本図を使用してください (明示すべき事項)縮尺、方位、道路及び目標となる地物
3 届出地及びその周辺の写真	盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその周辺の状況を明らかにする写真
4 委任状	工事主以外が届出をする場合、委任状の提出が必要です。
5 地形図	縮尺を1/500以上とし、等高線は2mの標高差を示すものとしてください。 (明示すべき事項)縮尺、方位及び土地の境界線
6 土地の平面図	(明示すべき事項) 宅地造成、特定盛土等 <ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー、その他の土留の位置 植栽、芝刈り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載してください。 土石の堆積 <ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

※窓口連絡先※

申請所在地	届出窓口・担当部署	課名	郵便番号	所在地	電話番号
四国中央市	四国中央土木事務所	用地管理課	799-0404	四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-24-4455
新居浜市, 西条市	東予地方局建設部	管理課	793-8516	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300
今治市, 上島町	今治土木事務所	管理課	794-8502	今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500
伊予市, 東温市 松前町, 砥部町	中予地方局建設部	管理課	790-8502	松山市北持田町 132	089-941-1111
久万高原町	久万高原土木事務所	用地管理課	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万 571-1	0892-21-1210
大洲市, 内子町	大洲土木事務所	事業管理課	795-8504	大洲市田口 425-1	0893-24-5121
八幡浜市, 伊方町	八幡浜土木事務所	管理課	796-0048	八幡浜市北浜 1-3-37	0894-22-4111
西予市	西予土木事務所	用地管理課	797-0015	西予市宇和町卯之町 5-175-3	0894-62-1331
宇和島市 松野町, 鬼北町	南予地方局建設部	管理課	798-8511	宇和島市天神町 7-1	0895-22-5211
愛南町	愛南土木事務所	用地管理課	798-4194	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-1145
その他問合せ	県庁	都市計画課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2742

※中核市の松山市は令和6年10月より運用開始となっております。

申請等必要な手続きについて、詳しくは愛媛県のホームページをご確認ください。
<https://www.pref.ehime.jp/page/5807.html>

